

岩手県告示第342号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

。

令和2年5月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、奥州市及び西磐井郡平泉町
- 2 基本測量を実施する期間 令和2年5月25日から令和3年2月28日まで
- 3 実施する基本測量の種類 電子基準点現地調査及び電子基準点附属標取付観測